

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例の概要

- 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、大規模開発事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に予測・評価し、その結果を公表して住民や地方公共団体から意見を聴き、事業計画に反映させることで、より環境に配慮した事業としていくための手続である。
- 滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）では、一定規模以上の道路、ダム、発電所、工場・工業団地等の開発を条例の対象事業とし、環境アセスメント手続の実施を求めている。
- 今般、滋賀県環境審議会からの答申（滋賀県の環境アセスメント制度の見直しについて（第2次答申）・令和7年10月）を踏まえ、条例の一部改正を行う。

1 経緯

| | |
|---------|--|
| 令和6年9月 | 環境アセスメント制度の見直しについて滋賀県環境審議会に諮問 (環境企画部会に付議) |
| 令和6年10月 | 第1次答申（制度見直しに向けた基本的な考え方と今後の方向性） |
| 令和7年1月 | 環境企画部会に小委員会を設置（3月、7月、8月に小委員会を開催） |
| 令和7年10月 | 第2次答申 |

2 改正の概要

対象事業のうち、工場・工業団地の造成事業について、手続の合理化を図るため、手続の一部（配慮書・方法書の手続）を省略しても環境の保全についての適正な配慮の観点から手続上の支障がないと認められる地域^(※)において実施されるものについては、配慮書・方法書の手続に係る規定を適用除外とする。ただし、事業者が配慮書または方法書の手続に係る適用を受けることを自ら申し出ることのできるものとする。

※ 当該地域の詳細は、規則で定める。規則では、工業専用地域等であって、自然公園、森林地域等を含まない地域を当該地域として定める。

(1) 工業専用地域等であって、自然公園、森林地域等を含まない地域で計画される工場・工業団地の造成のための手続



原則省略 ⇒ 配慮書、方法書とも省略した場合、1～2年程度の手続期間の短縮が見込まれる
※ 手続の実施も可能

(2) その他の手続



3 施行期日

- ・ 公布の日（令和8年3月26日）から施行